

松江市立小・中学校、義務教育学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン

令和2年11月

松江市教育委員会

はじめに

情報化社会が急速に進展する中、携帯電話は児童生徒の生活に急速に普及・浸透しています。それに伴い、ネット依存による生活習慣の乱れやインターネットを介したいじめ、友人関係のトラブル、高額課金や盗撮・自撮り被害等の犯罪被害などが深刻化していることは憂慮すべき喫緊の課題です。こうした状況下において、携帯電話の使用に関わる危険性やルールを適切に児童生徒や保護者に指導、啓発することが求められています。

また、昨今、登下校中の児童生徒が犯罪被害にあう事案が全国で発生していること、自然災害の多発などの現状から、学校は地域、関係機関と連携し、児童生徒の安全確保に努めるとともに、登下校中の安全確保も含めた安全教育の充実を図る必要があります。

これらのことから、松江市では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止とする方針は継続しつつ、児童生徒の学校や登下校路等での安全・安心確保の観点から、学校での携帯電話の取り扱いについてルールや方針を示すため「松江市立小・中学校、義務教育学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン」を策定しました。

◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

○フィーチャーフォン（いわゆるガラケー）

○スマートフォン

○子ども向け携帯電話（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）

※タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。また携帯電話等の付属品（イヤホン、ヘッドホン等）も同様です。

学校への携帯電話の持ち込みについて

松江市立小・中学校、義務教育学校児童生徒の学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止です。

小学校の通学距離は、法令上4 km 以内、中学校は6 km 以内とされており、登下校に要する時間は一般的にそれほど長くないと考えられます。また、学校への携帯電話の持ち込みを認めた場合、以下のような問題の発生が想定されます。

【1. 携帯電話を持ち込むことにより直接発生し得る問題】

○紛失や盗難、破損、取り違え、またこれらに伴う責任の所在に係る問題

【2. 持ち込んだ携帯電話を使用することにより発生し得る問題】

○授業の妨げ、問題行動の助長（ネットいじめ、盗撮等）、マナー違反の増加（歩行中における携帯電話の使用等）

○問題発生についての指導等のための教職員の負担

【3. 持ち込みを認めることから派生する影響】

○児童生徒のインターネットへの依存度の高まり

○携帯電話非所持者の新規購入に伴う保護者等の経済的負担

○携帯電話所持者と非所持者の分断

このような状況から松江市小・中学校・義務教育学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みは原則禁止とします。

なお、携帯電話を緊急時の連絡手段とせざるを得ない場合や、その他やむを得ない事情がある場合は、学校と相談のうえ、例外的に持ち込みを認めることも考えられます。

松江市立小・中学校、義務教育学校への携帯電話の持ち込みを認める場合の対応について

携帯電話は、小中学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校への持ち込みは原則として禁止しますが、携帯電話を緊急時の連絡手段とせざるを得ない場合や、その他やむを得ない事情（登下校時の児童生徒の安全確保や遠距離通学、校区外通学、公共交通機関を利用した通学等）があり、学校の判断で持ち込みを認める場合は以下のように対応します。

【1. 学校への携帯電話の持ち込みを認める場合の手順】

(1)保護者等から児童生徒の携帯電話の持ち込みについての要望があった場合、学校は保護者等との面談を行い、状況や持ち込みを要望する理由を確認します。

○やむを得ない事情があると判断した場合⇒(2)以下へ

○やむを得ない事情があると判断できなかった場合⇒持ち込みはできません

(2)保護者等に、持ち込みを認めるにあたっての留意事項や紛失等のトラブル発生時の責任の所在等について記載した「同意確認書」(別紙:例)の提出を求めます。

○学校で携帯電話の紛失や盗難、破損、取り違え等があっても学校は責任をもたないこと。

○保護者等は、日常的に児童生徒の携帯電話の使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用をさせないよう、フィルタリングや設定を見直すこと。

(3)携帯電話の持ち込みを認めるにあたってのルール、携帯電話の意義・危険性について、児童生徒、保護者への十分な指導を行います。

【2. 学校への携帯電話の持ち込みについてのルール】

児童生徒の学校への携帯電話の持ち込みを認めるにあたり、児童生徒及び保護者等に対して以下の内容について説明し、保護者の協力が不可欠であることを理解してもらいます。

(1)携帯電話は原則として担任が登校時に預かり、終礼後に返却する。

(2)携帯電話を登下校中に所持する目的は、防災・防犯に限定する。

(3)登下校中、携帯電話は鞆に入れ、災害時等緊急の場合以外は使わない。操作もしない。

(4)児童生徒がルールに従わない場合は、学校が携帯電話を預かり保護者に直接返却する。

学校と保護者が協力して児童生徒にルールを守ることの大切さについて指導を行う。

繰り返しルールに従わない場合は、一時的または長期にわたり携帯電話の所持を認めない。

(5)災害等の緊急事態以外で、保護者から児童生徒への連絡はしない。

(6)泊を伴う校外学習等では、原則携帯電話を所持しない。

(7)携帯電話の使用について困ったことやトラブルがあった場合は、すぐに保護者等、学校に相談する。

【3. 学校への携帯電話の持ち込みに関わる児童生徒への指導内容について】

児童生徒の学校への携帯電話の持ち込みを認めるにあたり、以下の内容について、該当児童生徒に指導するとともに、全児童生徒へも計画的な指導を行います。

- (1)長時間の使用によるネット依存や依存に伴う生活習慣の乱れ、学習意欲の低下、「ながらスマホ」の危険性などについて。
- (2) SNS等を利用したインターネット上のいじめや誹謗中傷について。
- (3)画像・映像・その他個人情報の流失や拡散について。
- (4)個人への不適切な画像・映像の送信とそれによる被害（いわゆる「自撮り被害」）について。
- (5)違法行為や社会で許されない行為の SNS等への投稿によるネット上での炎上について。
- (6)オンラインゲーム等での高額課金について。
- (7) SNS上で知り合った人と会うことで起こる連れ去りや性被害について。
- (8)その他、犯罪組織や違法行為との関わりについて。

別紙：例

松江市立〇〇 学校 様

年 月 日

松江市立〇〇〇学校における携帯電話の持ち込みに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任のもと、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたいので同意確認書を提出します。

[同意事項] 同意確認事項を読み、同意・確認できる項目の全てのチェックボックスにチェック(✓)をお願いします。全ての項目に同意いただけない場合は、登下校中に携帯電話を所持することはできません。

	同 意 確 認 事 項	保 護 者	児 童 生 徒
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外は携帯電話をしません。		
2	携帯電話は、登校後名前を明記した保護ケース等に入れて担任に預け、下校時に返却されることに同意します。また、学校が預かっている間の本体及びデータの破損、その他のトラブルについては補償を求めません。		
3	携帯電話の所持について学校のルールが守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却することに同意します。繰り返される場合は、一時的又は長期間携帯電話の所持を認めない等学校の指導に従います。		
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から児童生徒への携帯電話での連絡はしません。		
5	携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等個人情報の流失や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
9	携帯電話の紛失、破損、盗難、個人情報の流失、個人情報の漏えい等については、保護者の責任とします。		

年 組

児童生徒氏名

保護者氏名

印